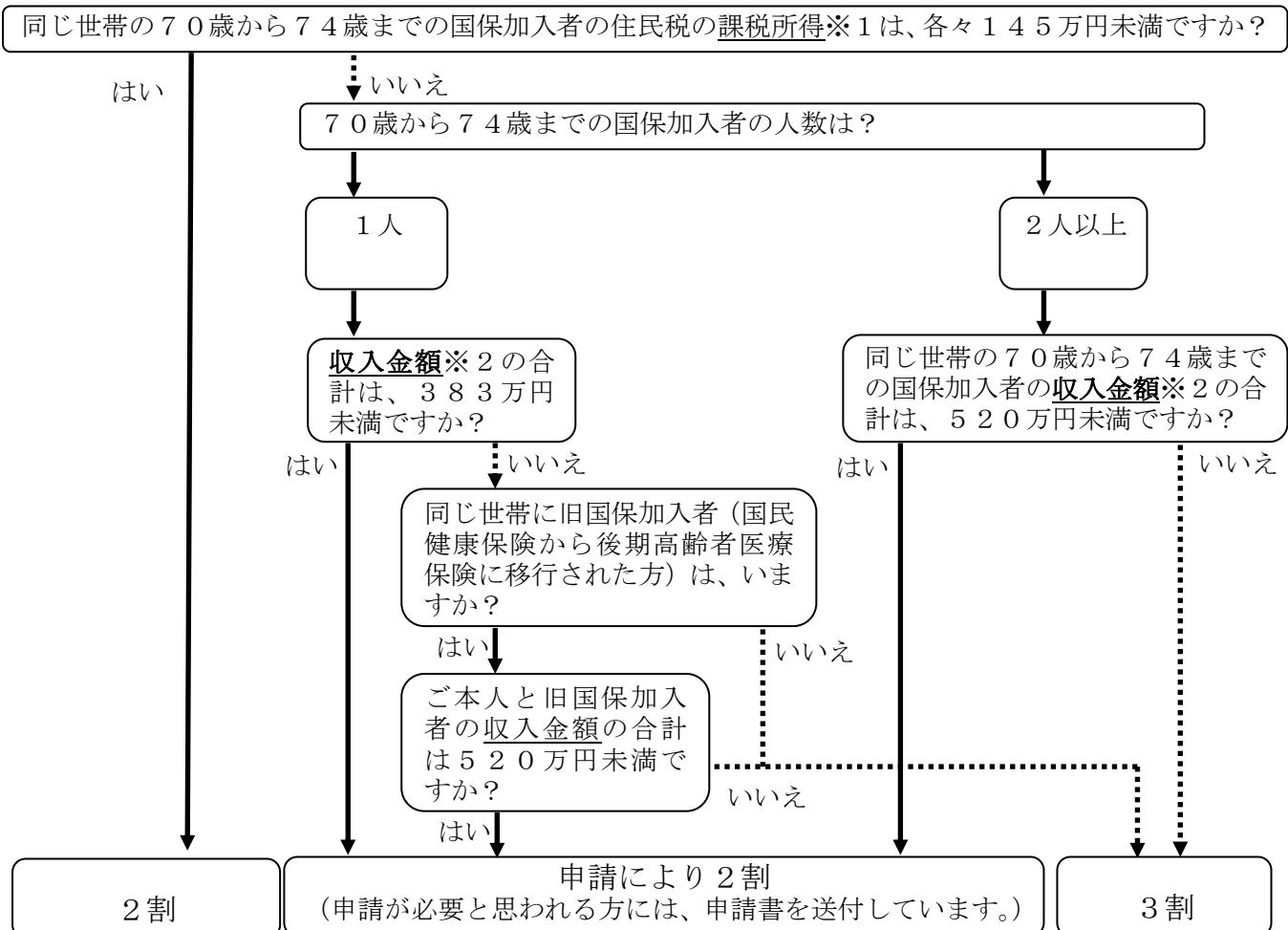


## 高齢受給者証の負担割合について

国民健康保険高齢受給者証の交付を受けた皆様の医療費の窓口負担は、所得の状況に応じて、2割又は3割の負担となります。

国保加入者の構成が変更となった場合の負担割合は、変更の翌月から適用されます。負担割合は下記の判定基準で決定されます。



○負担割合の判定時期と住民税の課税所得対象年度

判定時期	住民税の課税所得対象年度
令和6年8月～令和7年7月	令和6年度（令和5年中の所得）

○令和5年12月31日現在に、次の条件に当てはまる方は、住民税の課税所得金額からさらに調整控除を差し引いた金額で判定します。

条件	調整控除の金額
・被保険者本人が世帯主である。	16歳未満の国保加入者数×33万円
・同じ世帯に19歳未満の国保加入者（合計所得が38万円未満）の方がいる。	16歳以上19歳未満の国保加入者数×12万円

○70歳から74歳の国保被保険者がいる世帯のうち、「基礎控除後の総所得金額等」の合計が210万円以下の場合も2割の自己負担となります。